

佐賀県訓令甲第十二号

本 庁

現地機関

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成二十四年八月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県文書規程の一部改正)

第一条 佐賀県文書規程(昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「企業誘致推進監専決事項」の下に「、特区調整監専決事項」を加える。

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第二条 佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 特区調整監

第十二条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 特区調整監が専決することができる事務について、特区調整監が不在のときは、雇用労働課長がその事務を決裁するものとする。

附 則

この訓令は、平成二十四年九月一日から施行する。